

平成24年9月3日

第102号

関東の森林から



国民の森林・国有林

関東森林管理局

前橋市岩神町4-16-25

TEL.027-210-1158

<http://www.rinyamaff.go.jp/kanto/>



南湖公園「みかげの島」（福島県白河市）
（撮影者：福島森林管理署白河支署 相原 慎二）

国有林野事業の一般会計化について

企画調整室

私と国有林「八溝山に対する思い」

八溝山天然林保存会 副会長 鈴木 脩平氏

『国有林野事業の一般会計化について』

『国有林野の管理経営に関する法律等の改正の概要』

企画調整室

平成24年6月27日、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されましたので、その概要を紹介します。

国有林野事業は、これまで、奥地の水源地域などに多く所在する国有林野について、その公益的機能の維持増進を基本としつつ、特別会計により企業的に運営してきました。

一方、我が国森林・林業の状況を見ると、国有林及び民有林を通じた森林の公益的機能の発揮が強く期待されています。また、地域によっては、国有林に隣接する民有林において十分な整備や保全が行われていない状況もみられます。

このような状況を踏まえ、国有林野事業について、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から、

一般会計で実施する事業に見直すこととしました。

1. 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

(1) 管理経営基本計画等の見直し

- ① 農林水産大臣が定める「管理経営基本計画」及び森林管理局長が定める「地域管理経営計画」の計画事項に、「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項」を追加する。
- ② 管理経営基本計画等は、森林における生物多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定めるものとする。

- ③ 森林管理局長は、国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進のため必要と認めるときは、地方公共団体の長に必要な協力を要請できるものとする。

(2) 分収林制度の見直し

国以外の者と国有林野の育林等の費用を分担し、将来収益を分配する仕組みである分収造林契約及び分収育林契約の存続期間（80年及び60年）について、公益的機能の維持増進を図るため長伐期施業を行うことが適当と農林水産大臣が認めるときは、それぞれ、一回ごとに80年又は60年を超えない範囲で延長できるものとする。

(3) 共用林野制度の見直し

地域住民に国有林野の使用を認める共用林野制度について、バイオマスエネルギー源として共同の利用に供するための林産物の採取ができるようにする。

2. 森林法の一部改正

- (1) 森林管理局長は、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の森林所有者と協定（公益的機能維持増進協定）を締結して、当該協定に係る森林の整備及び保全を行うことができるものとする。

- (2) 協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬものとする。

- ① 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。
- ② 民有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。
- ③ 森林の利用を不当に制限するものではないこと。
- ④ 協定区域内又は協定区域に近接する民有林において都道府県が行う治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。
- ⑤ 協定の有効期間、協定に違反した場合の措置等の協定記

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の概要

国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業について、一般会計において実施することとする等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

- 農林水産大臣等が定める「国有林野の管理経営計画」を拡充し、国有林だけでなく、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林についても、その整備及び保全ができるよう措置
 - ※ 地域の実情に応じ、巡視や林道の整備等のほか、野生動植物の生息・生育環境の保全、外来植生の駆除等を想定
- 分収林契約について、長伐期施業の推進のため、契約期間を延長できるよう措置
- 共用林野制度について、地域住民の共同のエネルギー源として、国有林野内の立木を使用できるよう措置

森林法の一部改正

森林管理局長は、公益的機能の維持増進のため必要があると認めるときは、国有林に隣接する民有林について、森林所有者等と協定を結び、当該民有林の整備及び保全を行うことができるよう措置

特別会計に関する法律の一部改正

国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施することとする。
既存の累積債務については、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、債務処理を経理する暫定的な特別会計を設置する。
※ あわせて、債務の返済期限、利子補給等についても規定。

その他、国有林野事業職員の労働関係、給与等について定める各法律の改正等を措置

期待される効果

国有林と民有林の一体的な整備・保全が図られ、森林の有する公益的機能が十全に発揮される。

載事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(3) 協定は、協定締結の公告後に当該協定の対象である民有林の森林所有者等となった者に対してその効力があるものとする。

また、協定に基づいて森林所有者等が行う立木の伐採について、市町村長への届け出を不要とする。

(4) 協定案の公告・縦覧その他協定の締結手続について定める。

3. 特別会計に関する法律の一部改正

(1) 国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施する。

(2) 現行特別会計の既存債務については、林産物収入等で返済し、新たな国民負担は生じさせないこととし、その処理を経理するため暫定的な特別会計を設置する。

4. 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正

国有林野事業が国营企業でなくなることから、国有林野事業職員について、労働関係に関する特例を廃止する。

5. 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職

員の給与等に関する特例法及び国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止

4と同様に、国有林野事業職員について、給与等に関する特例を廃止するとともに、国有林野事業特別会計の廃止に伴い、国有林野事業の改革のための特別措置法を廃止する。ただし、債務の償還期限及び国会報告に関する規定については、なお効力を有するものとする。

6. その他の法律の改正

その他関係法律について所用の改正を行う。

7. 施行期日等

(1) この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、1(1)の管理経営計画に関する事項については、公布の日から施行する。

(2) 農林水産大臣は平成24年12月31日までに、森林管理局長は平成25年3月31日までに、現行の管理経営基本計画及び地域管理経営計画を変更するものとする。

小笠原諸島における外来種対策（第2回）

環境省の外来生物対策の近況

環境省小笠原自然保護官事務所

澤 邦之



1. 世界遺産に登録された小笠原諸島の生物多様性の価値

小笠原諸島は太平洋に浮かぶ海洋島です。島々が成立してから現在まで、一度も他の陸地とつながったことがないため、独自の進化を遂げた生物多様性の縮図を見ることができ

ます。小笠原諸島は、2011年6月、第35回世界遺産委員会の決議において、世界自然遺産への登録が決定されました。世界遺産委員会では、進化の過程の貴重な証拠を提供している小笠原諸島の生物多様性の価値と、その保全に参画する地域住民の活動のレベルの高さを強く評価しています。



オガサワラビロウ、アカテツ等が優先する乾性低木林

2. 小笠原諸島の外来生物

海洋島の生物相は、外来生物の侵入に対して非常に脆弱です。小笠原

諸島に人が移住するようになった江戸時代以降、様々な外来生物が意図

的又は非意図的に、島に持ち込まれました。その中でも、野生化したヤギによる植生の破壊、ノネコによるアカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリ等の固有の動物の捕食、ネズミ類による海鳥・陸産貝類・植生等への影響、グリーンアノールの捕食による昆虫相の破壊、貝食性のプラナリア類による固有のカタツムリの激減、アカギやモクマオウといった外来植物による在来植物の被圧等、侵略的外来生物による小笠原の生物多様性に対する深刻な影響が生じています。



固有種キノボリカタマイマイ。プラナリアによって健全な生息地が失われた。

3. 外来生物対策の考え方

小笠原諸島における外来生物対策は、島別・種別の状況に応じた、緻密な事業展開が必要です。そこで、

小笠原諸島では、国、東京都、小笠原村といった行政機関、地域のNPO、本土側の多くの団体が互いに協力し、多面的な事業が実施されています。

環境省では、銃器等によるノヤギの駆除、ヘリコプターからの毒餌の空中散布によるネズミの駆除、ノネコの捕獲・島外への搬出、グリーンアノールの拡散防止、プラナリア類の侵入・拡散防止、外来植物の枯殺等を行っています。

外来生物対策は、既に侵入した外来生物を排除する他、まだ外来生物が侵入していない地域への拡散の防止が重要です。

そのため、エコツーリズムを営む方々の理解・協力を得ながら、属島や山林の利用者の靴底の泥落とし、船やカヤックにアノールやプラナリアの付着がないことの確認の徹底を図ることが重要です。また、通常、人が訪れない無人島でも、事業・研究のために事業者・研究者等が上陸することがあります。そのため、事業者・研究者等の所持品へ対応も重要です。

4. 今後の外来生物対策の課題

人々が暮らす島では多くの人や生活資材が行き交うことから、島の外来生物対策には、多くの困難が内包されています。

また、外来生物対策の進捗や世界遺産登録後の観光客の増加等によっ

て、小笠原諸島の自然を取り巻く状況に変化が見られます。

父島や母島では、ノネコの捕獲が進んだこともあって、アカガシラカラスバトが集落地周辺に姿を現すようになりました。絶滅のおそれの極めて高い種が回復の兆候を見せた可能性も考えられますが、一方で人の生活圏との接触によって、車や猫との接触事故等の危険性が生じていると捉えることもできます。

観光客の増加によって、トレッキングなど、山林や属島の利用者が増加傾向を見えています。ガイドの方の案内で小笠原の自然を体験する人が増えることは、小笠原の貴重な自然を詳しく知る機会が増えているということでもあります。しかし、靴底などについた泥を通じて、プラナリア等の恐ろしい外来生物を意図せず拡散させてしまうリスクも増えているとも考えられます。

小笠原諸島における外来生物対策は急を要し、かつ、息の長い対策が必要です。島の生物多様性を次の世代まで引き継ぐため、更なる努力が求められています。



道路脇に出現したアカガシラカラスバト

夏休み

治山教室の開催について

大井川治山センター

大井川治山センターと榛原川地区治山協議会では、8月3日（金）に小中学生を対象とした恒例の治山教室を静岡県川根本町の榛原川地区で開催しました。地元川根本町をはじめ島田市や藤枝市等、大井川の流域から中学生1名、小学生15名の計16名が参加しました。



ゴボウ薙工事箇所見学

好天に恵まれた朝、バスで出発し車内では森林の働きや治山事業につ

いて説明をしながら現地へと向かいました。

最初はゴボウ薙治山工事箇所の見学です。着手前の写真と復旧途上の現況及び完成予想図の説明に興味深く聞き入っていました。



測量体験

続いて光波測距儀を使用するの測量体験です。2班に分かれて距離の測定を体験した後、測点を示して目で距離を当てるクイズを実施しました。成績優秀者には賞品があると告げると子供たちの表情が一変し、真剣に答えを記入していました。その後、光波で測定し実測値を発表し、成績優秀者の発表は後のお楽しみという事で、次に移しました。

休憩を挟んで、次は立木調査体験

です。輪尺、測桿、バーテックス等の使い方を教えて、胸高直径や樹高の測定を行いました。ここでも樹高の目測クイズを実施しました。「これも賞品があるよね」と念押ししつつ子供たちは真剣な表情で樹高を測定していました。



立木調査体験

昼食休憩の後は、榛原川地区最大の崩壊地であるホーキ薙治山工事箇所に向かいました。現地では日頃、目にする事のない迫力ある工事施工地に感嘆の声が上がりました。

そしていよいよ子供たちが楽しみにしていた重機の搭乗体験です。大井川3台のバックホウの操縦席に3班に分かれた子供たちがかけあがりました。一人1回4分で交代、全員が3台すべてを操縦することになり、

予定した時間は瞬く間に終了です。子供たちのブーイングを抑えて閉会式へと進めました。



重機搭乗体験

閉会式の後半でクイズの成績優秀者を表彰しました。賞品はミヤマクワガタと手作りの木製ボールペンセットです。参加者全員へのお土産はカブトムシやコクワガタです。最後にふたたび子供たちの目が輝きました。帰りのバスの中では、森林や治山事業についての難しい質問も飛びだし、答えに窮する場面もありましたが、子供たちが想像以上に理解して、興味を持っていることが確認できて、参加した子供たち、主催者共々有意義な一日となりました。

私と国有林

「八溝山に対する思い」

八溝山天然林保存会 副会長 鈴木 脩平

福島県矢祭町北西部に位置する八溝山天然林は、貴重なブナやミズナラ等が群生し、現在でも地元と森林管理署の努力により原生林的要素を保っている美しい森林です。春にはシロヤシオの大木が多くの白い花を咲かせ、秋にはカエデやブナ等が紅葉し皆が感嘆の声を漏らします。八溝山天然林はこのように四季折々の表情を見せてくれる、昔から地元の人々と深いつながりのある森林です。



ブナの大木を見上げて

「八溝山天然林保存会」はこの貴重な森林を守り、後世に残していきたいという想いのもと、昭和27年に結成されました。その当時、木材は伐採して使うものという認識が強く

「守るべきもの」という観点は希薄であったと思います。そんな中、最初にこの天然林を守ろうと活動を始めたのが、当時の石井村の吉成昌五郎氏と高城村長の吉成良介氏の二人でした。活動開始直後から、伐採や炭焼きなどで生活していた人々から反対の声があがり、保存活動は困難を極めたといえます。しかしながら、二人は諦めることなく、自然保護の大切さや、貴重な森林を後世に残していくことの重要性を訴え続け、永年をかけて皆の同意を取り付け、保存区設定が許可された、先人達の想いの集大成でもあるのです。保存会結成当時は、地元のほぼ全



咲き誇るシロヤシオ

戸が保存会に加入しており、皆が誘い合って総会に出席していました。しかし、今では会員数も減少し、なにより当時を知る人が少なくなりました。このような状況をみるにつけ、このままでは先人達の想いが失われていくのではないか、という思いもよぎります。

私達は八溝山天然林が守られてきた歴史や想いを直接知る最後の世代なのかもしれません。この貴重な自然を残してくれた先人達の努力や想いを次の世代に引き継いでいきたいと考えた時、ただ一つだけ確実に言えることは、これから地元住民が誘い合ってこの素晴らしい自然とふれ合っていくべきだということです。



総会での一コマ

私達より若い世代は、これまでの歴史や先人達の想いについて、今は分からないかもしれません。しかし、この天然林とふれ合い続けていくことで、10年後、20年後きつとこの自然の素晴らしさを、歴史を、想いを分かってくれるのではないか、そのように思えてなりません。

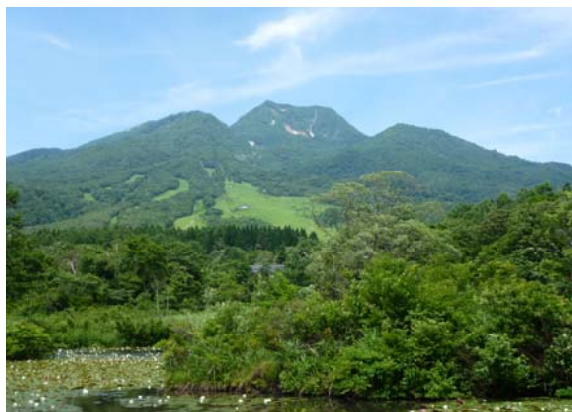
今年は八溝山天然林保存会結成60年の節目に当たります。これを機に私としても、この素晴らしい自然を後世に伝えていくための活動をより活性化していきたいと思っています。そしてこれから先の遠い未来においても、八溝山天然林が今と変わらぬ自然そのものの姿であり続けてくれることを願います。



天然の木のトンネルをくぐって

森づくり最前線

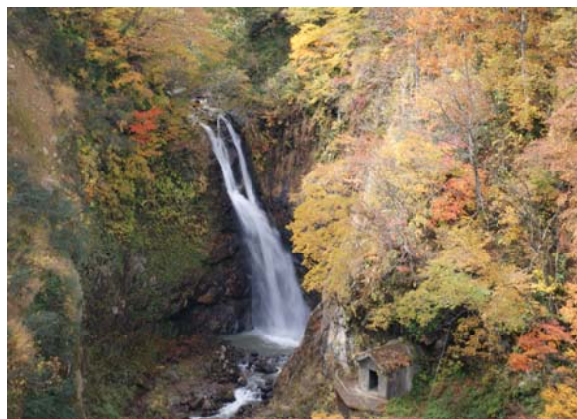
上越森林管理署 妙高森林事務所 森林官 小林 誠



新緑の妙高山



秋の妙高山



不動滝

また、当森林事務所は、自然休養林等の関係から、地域の関係団体などとの関わりが多く、信頼関係を築くため、要望等に対応することに心がけています。

国有林を現場で管理する重要な職務をしっかりと受け止め、森林の管理や整備を第一に、国有林の窓口として、地元の方々からの国有林に求められるニーズに対して、しっかりと応えていきたいと考えています。

私の勤務する妙高森林事務所は、新潟県の最南部の妙高市に位置し、長野県との県境付近の国有林約11,500㍍を管理しています。国内有数の豪雪地帯で人工林適地が少ないことから人工林面積は約1割程度です。また、そのほとんどが自然公園に指定されています。

管内には火打山・妙高山・高妻山と3つの百名山を有し、登山・トレッキングの利用者が多く、また、妙高山麓の関川上流に位置する標高約1,300㍍～1,900㍍の山岳地帯にある笹ヶ峰ダムに隣接した区域は、「笹ヶ峰自然休養林」(2,201㍍)に指定され、隣接民有地の国民休暇村、笹ヶ峰ダム乙見湖等と一帯的な利用を図る場所として、森林浴、ハイキングなど体力づくりのための研修や合宿の利用が盛んで、また、森林レクリエーションや自然観察会及び森林教室の利用者も多数います。

これらの、多様な利用者が安全に利用できるように、枯れ木、枯れ枝や道の崩落等を早期に発見し、除去又は整備できるよう、パトロールに励んでいます。

これに加え、当署においては、7月から10月までの間、週末を中心にグリーンサポートスタッフが、利用者に安全の呼びかけや入林マナーを呼びかけるチラシを配布しながら、妙高山周辺の自然のPR活動にも積極的に取り組んでいます。

森林施業の面では、着任後、管内の多くの植栽箇所を見て回りましたが、豪雪地帯のためか成長の思わしくないところもあり、取り扱いが難しいところです。木材生産や多目的機能が十分に発揮されるような、森林づくりを目指したいと考えています。



国有林のフィールドを活用した森林教室

管内のいちおしスポット 南湖公園

■ 福島森林管理署白河支署 <http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/sirakawa/index.html>
 〒961-0074 福島県白河市郭内 128-1
 TEL:0248(23)3135(代表) FAX:0248(23)3137



みかげの島



日本庭園「翠楽苑」入口



千世の堤から眺める南湖

南湖公園は、白河市街から南方約2キロに位置し、鏡の山・月待山、小鹿山など丘陵地に挟まれた、福島県白河市にある日本最古の公園であり、1924年（大正13年）12月9日、国の史跡及び名勝に指定されています。また、周囲は南湖県立自然公園に指定されているほか、2010年（平成22年）3月25日に南湖として農林水産省の「ため池百選」に選定されました。

案内板によると「名君として知られる白河藩主・松平定信公が1801年、水利開発と貧困者救済を兼ねて築造した回遊式自然庭園で、「南湖」という名は「城の南の湖」という意味と、李白の詩句「南湖秋水夜無煙」から命名したと伝えられています。

また、湖畔には松や吉野桜、嵐山の楓などが移植され、土農工商の身分制度が厳しい封建時代にあって「四民共楽の地」として庶民に開放。日本最古の公園としても有名です。」とあります。

また、定信公が南湖を建設した際、特に景観が優れた十七の名勝を定め、それぞれに和歌が添えられました。俗に「南湖十七景」と呼ばれ、「関の湖」・「共楽亭」・「鏡の山」・「真菰が浦」・「鏡の岡」・「松虫の原」・「常盤清水」・「松風の里」・「月待山」・「月見浦」・「下根の島」・「みかげの島」・「千世の堤」・「小鹿山」・「有明岬」・「八声村」・「千代の松原」が選ばれています。

一周約2キロの南湖を散策する際、点在する石碑と詠まれた景色を楽しむのもお勧めです。

公園の中に鎮座し、御祭神として松平定信（白

河楽翁）公をお祀りしている南湖神社をはじめ、松風亭蘿月庵や共楽亭などの茶室もあり市民の憩いの場となっています。

白河へ来られた時は是非一度立ち寄ってみてはいかがでしょうか。



南湖神社

（福島森林管理署白河支署 広報広聴連絡官 増子 誠一）

■ ■ 編集発行所
 F A X (027) 230-1393
 T E L (027) 210-1158
 総務課
 関東森林管理局